

小城市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (18年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B / A	(参考) 17年度の人件費率
18年度	46,915人	16,046,677千円	439,570千円	3,615,547千円	22.5%	23.9%

(注) 人件費には、特別職（市長、市議会議員及び区長等）に支給される給料及び報酬を含みます。

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

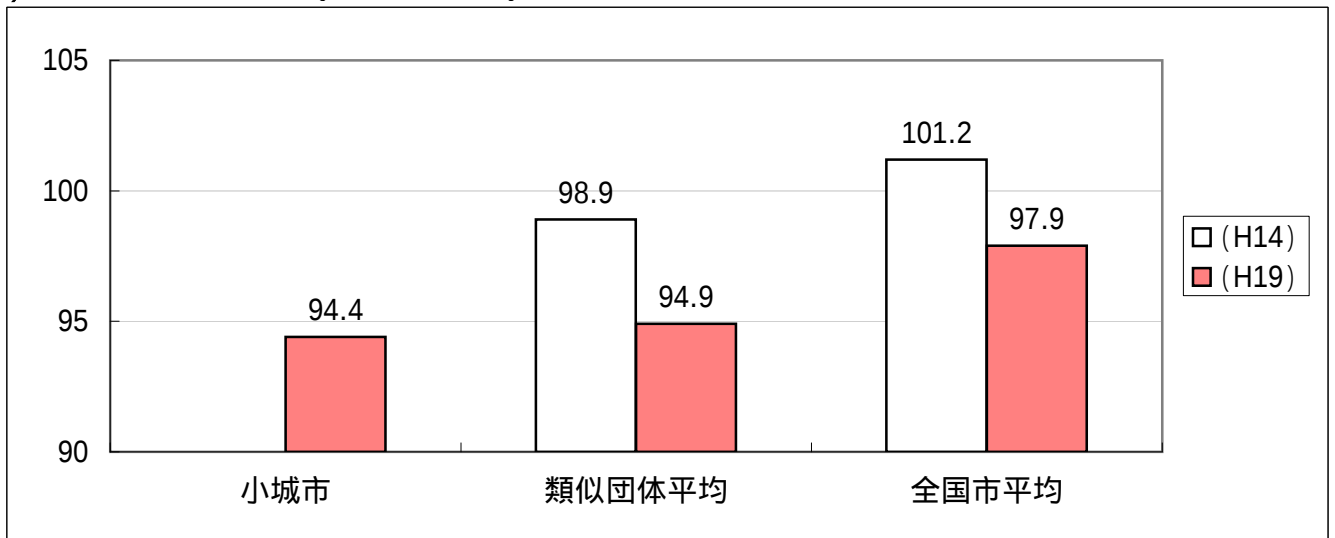
区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B / A	(参考) 類似団体平均一 人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
18年度	381人	1,459,905千円	178,554千円	578,770千円	2,217,229千円	5,819千円	6,026千円

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
2 職員数は、平成18年4月1日現在の人数です。

(3) 特記事項

- ・小城市は、平成17年3月1日に旧小城郡4町（小城町、三日月町、牛津町及び芦刈町）が合併して発足した団体です。
- ・小城市の類似団体類型区分（平成19年4月1日現在）は、一般市（Ⅰ - 1）で構成団体数は132団体です。

(4) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。
3 合併団体のため、小城市に係る平成14年の指数はありません。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成19年4月1日現在）

一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額（国ベース）
小城市	42.5歳	327,210円	388,803円	350,282円
佐賀県	43.6歳	354,390円	421,797円	378,587円
国	40.7歳	325,724円	—	383,541円
類似団体	43.2歳	331,766円	384,098円	358,865円

技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A / B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間の類 似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
小城市	44.9歳	44人	292,781円	311,175円	301,777円	—	—	—	—
うち給食調理員	44.3歳	35人	287,868円	297,962円	293,362円	調理士	42.9歳	223,600円	1.33
うち用務員	48.9歳	4人	322,600円	338,050円	336,500円	用務員	53.9歳	227,200円	1.49
うち自動車運転手	46.1歳	4人	298,600円	371,400円	326,125円	自家用自動車運転者	50.0歳	293,800円	1.26
佐賀県	48.3歳	440人	339,068円	380,760円	355,302円	—	—	—	—
国	48.8歳	5,193人	287,094円	—	320,514円	—	—	—	—
類似団体	47.5歳	38人	303,078円	327,575円	316,564円	—	—	—	—

区分	参考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C / D
小城市	—	—	—
うち給食調理員	4,870,926円	3,072,000円	1.59
うち用務員	5,524,500円	3,284,300円	1.68
うち自動車運転手	5,884,100円	4,233,300円	1.39

- (注) 1 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。(平成16～18年の3ヶ年平均)
- 2 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。
- 3 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

小・中学校（幼稚園）教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
小城市	44.5歳	322,412円	356,975円
佐賀県	43.2歳	391,679円	436,098円
類似団体	43.8歳	332,404円	351,394円

福祉職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額（国ベース）
小城市	47.8歳	358,084円	389,518円	359,555円
佐賀県	—	—	—	—
国	40.4歳	330,909円	—	373,259円
類似団体	44.0歳	326,148円	348,826円	334,724円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成19年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。
- 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。
また、「平均給与月額（国ベース）」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。
- 3 小城市の「小・中学校（幼稚園）教育職」に係る職種は幼稚園教諭、「福祉職」は保育士です。

(2) 職員の初任給の状況（平成19年4月1日現在）

区分		小城市	佐賀県	国
一般行政職	大学卒	159,700円	172,200円	170,200円
	高校卒	138,400円	140,100円	138,400円
技能労務職	高校卒	135,600円	137,200円	—
	中学卒	123,900円	129,200円	—
福祉職	短大卒	148,000円	—	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（平成19年4月1日現在）

区分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	247,211円	287,211円	348,971円
	高校卒	207,850円	263,160円	303,071円
技能労務職	高校卒	—	241,860円	277,800円
	中学卒	—	—	—
福祉職	短大卒	225,283円	235,550円	304,000円

（注） 職員数が少ない職種の階層は、近似の階層で集計し、近似の階層にも職員がいないものは省略しています。

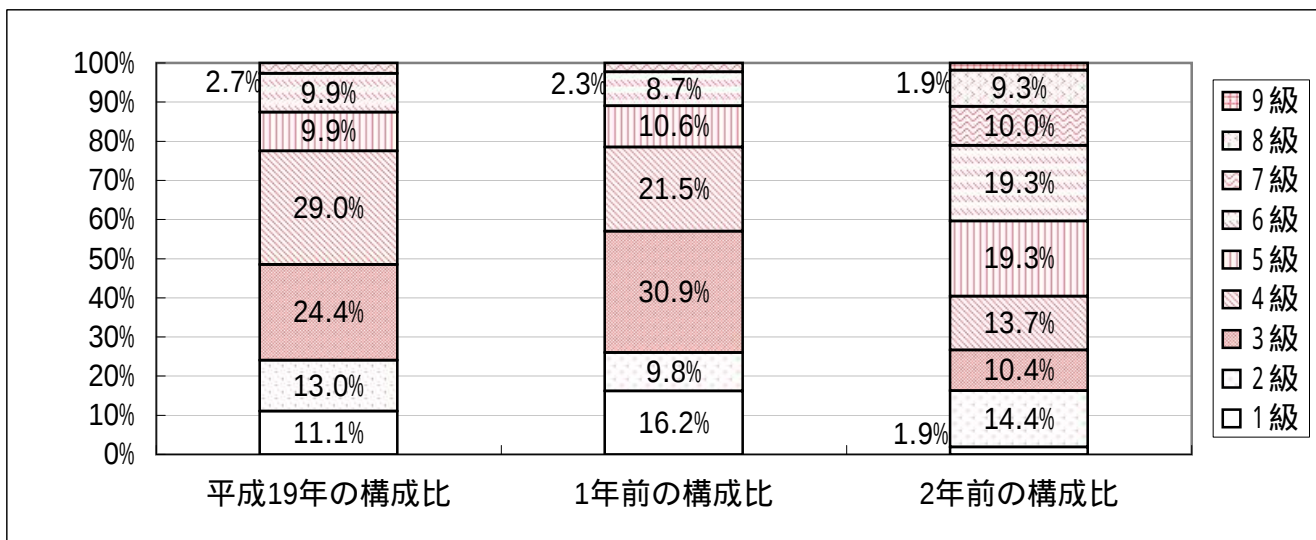
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（平成19年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
7 級	部長	7人	2.7%
6 級	課長、参事	26人	9.9%
5 級	課長、副課長、主幹	26人	9.9%
4 級	副課長、係長、主査	76人	29.0%
3 級	係長、主査	64人	24.4%
2 級	主事	34人	13.0%
1 級	主事	29人	11.1%

（注） 1 小城市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



（注） 平成18年に9級制から7級制に変更しています。（旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合）

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

1. 勤務成績の評定の実施状況

未実施

評価制度が未整備のため実施していませんが、平成18年度から制度構築に着手しており、制度確立に向けた取り組みを行っています。

2. 昇給への勤務成績の反映状況

未実施

標準 4 号昇給

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

小城市	佐賀県	国
1人当たり平均支給額（18年度） 1,525千円	1人当たり平均支給額（18年度） 1,814千円	—
（18年度支給割合） 期末手当 3.00月分 勤勉手当 1.45月分 （1.60月分）（0.75月分）	（18年度支給割合） 期末手当 3.00月分 勤勉手当 1.45月分 （1.60月分）（0.75月分）	（18年度支給割合） 期末手当 3.00月分 勤勉手当 1.45月分 （1.60月分）（0.75月分）
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合です。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況（一般行政職）

1．勤務成績の評定の実施状況 未実施 評価制度が未整備のため実施していませんが、平成18年度から制度構築に着手しており、制度確立に向けた取り組みを行っています。
2．勤勉手当への勤務成績の反映状況 未実施 標準145/100支給

(2) 退職手当（平成19年4月1日現在）

小城市	国
（支給率） 自己都合 勤続20年 23.50月分 勤続25年 33.50月分 勤続35年 47.50月分 最高限度額 59.28月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2～20%加算） （退職時特別昇給 なし） 1人当たり平均支給額 6,013千円	（支給率） 自己都合 勤続20年 23.50月分 勤続25年 33.50月分 勤続35年 47.50月分 最高限度額 59.28月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2～20%加算） （退職時特別昇給 なし） 1人当たり平均支給額 25,971千円

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、18年度に退職した職員に支給された平均額です。

(3) 地域手当 制度なし

(4) 特殊勤務手当（平成19年4月1日現在）

支給実績（18年度決算）	46,840千円
支給職員1人当たり平均支給年額（18年度決算）	538,391円
職員全体に占める手当支給職員の割合（18年度）	18.5%
手当の種類（手当数）	16

（次頁につづく）

(前頁のつづき)

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
税務手当	従事した税務課職員	市税の賦課徴収及び保険税の徴収の事務に従事したとき	月額2,000円 月額5,000円 (収納係)
防疫等作業手当	従事した職員	防疫作業に従事したとき	日額300円
社会福祉業務手当	従事した社会福祉主事、査察指導員	福祉事務所保護係で福祉に関する業務に従事したとき	月額5,000円
野犬等の捕獲・処理手当	従事した職員	犬、猫等の捕獲及び死体の処理に従事したとき	日額1,000円
行路病人・死亡人取扱手当	従事した職員	行路病人又は行路死亡人の取扱に従事したとき	日額1,000円 (病人) 日額3,000円 (死亡人)
保健指導業務手当	従事した保健師	結核患者又は精神障害者の家庭を訪問し指導の業務に従事したとき	日額230円
用地交渉業務手当	従事した職員	公共事業に伴う土地、建物等の取得の交渉業務に従事したとき	日額200円
研究手当	医師	医療業務に関する研究を行ったとき	月額300,000円
臨床手当	医師	医療業務に従事したとき	給料月額 × 70/100以内
手術手当	従事した医師	手術業務に従事したとき	1回15,000円以内
分娩手当	従事した医師	分娩助産業務に従事したとき	1回15,000円
放射線取扱手当	診療放射線技師	診療放射線の業務に従事するとき	月額10,000円
臨床検査手当	臨床検査技師	臨床検査業務に従事するとき	月額10,000円
麻薬取扱手当	薬剤師	調剤等の業務に従事するとき	月額10,000円
訪問リハビリ手当	理学療法士	訪問リハビリに従事するとき	月額5,000円
夜間看護手当	従事した看護師、助産師	深夜の看護業務に従事したとき	1 回2,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績 (18年度決算)	86,413千円
支給職員 1 人当たり平均支給年額 (18年度決算)	183千円
支給実績 (17年度決算)	114,774千円
支給職員 1 人当たり平均支給年額 (17年度決算)	240千円

(6) その他の手当 (平成19年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (18年度決算)	支給職員 1 人 当たり平均支給年額 (18年度決算)
扶養手当	- 扶養親族のある職員に支給 - 配偶者 13,000円 - 配偶者以外 1人につき 6,000円 - うち1人 非扶養配偶者がある場合 6,500円 - うち1人 配偶者がいない場合 11,000円 - 子 (16歳年度 ~ 22歳年度) 加算 5,000円	同じ	—	44,802千円	229,755円
住居手当	- 借家・借間又は自宅に居住する職員に支給 - 借家・借間居住職員 最高27,000円 (12,000円を超える家賃を支払っている職員) - 自宅居住職員 2,500円 (新築・購入から5年間に限る)	同じ	—	23,120千円	212,114円

(次頁につづく)

(前頁のつづき)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (18年度決算)	支給職員1人 当たり平均支給年額 (18年度決算)
通勤手当	●通勤距離が片道2km以上である職員に支給 交通機関等の利用者 運賃等相当額(限度額55,000円) 自動車等の利用者 通勤距離相応額(2,000～24,500円)	同じ	—	15,074千円	45,817円
管理職手当	●管理又は監督の地位にある職員に支給 部長級職員 給料月額×15/100(院長18/100) 課長級職員 給料月額×10/100	—	(国)俸給の特別調整額 支給額33,200円～130,300円	25,917千円	589,032円
管理職員特別勤務手当	●管理又は監督の地位にある職員が、臨時又は緊急の必要等により、週休日又は休日等に勤務した場合に支給(6時間を超える勤務は5割増) 部長級職員 7,000円 課長級職員 6,000円	同じ	—	204千円	8,870円
休日勤務手当	●祝日法による休日等に勤務した職員に支給 勤務1時間当たりの給与額×135/100×勤務時間数	同じ	—	2,452千円	18,858円
夜間勤務手当	●正規の勤務時間として深夜に勤務した職員に支給 勤務1時間当たりの給与額×25/100×勤務時間数	同じ	—	4,167千円	143,705円
宿日直手当	●宿日直勤務を行った職員に支給 庁舎、設備の保全等 4,200円 看護師の宿日直 5,900円 医師の宿日直 20,000円	同じ	—	10,437千円	42,951円

5 特別職の報酬等の状況(平成19年4月1日現在)

区分		給料月額等	
給料	市長	834,000円 (925,000円)	(参考)類似団体における最高/最低額 940,000円 / 160,000円
	副市長	666,000円 (740,000円)	760,000円 / 419,000円
報酬	議長	459,000円 (474,000円)	598,000円 / 266,000円
	副議長	400,000円 (413,000円)	522,000円 / 214,000円
	議員	374,000円 (386,000円)	465,000円 / 177,000円
期末手当	市長	(18年度支給割合)	(加算措置の状況)
	副市長	3.35月分	15%
	議長 副議長 議員	(18年度支給割合) 3.35月分	(加算措置の状況) 15%
退職手当	市長	(算定方式) 925,000円×在職年数×500/100	(1期の手当額) 18,500千円
	副市長	740,000円×在職年数×294/100	8,702千円
	備考		(支給時期) 任期毎 任期毎

(次頁につづく)

(前頁のつづき)

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額です。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額です。

(参考) 平成20年1月1日現在

区分		給料月額等
給料	市長	792,000円
		(925,000円)
	副市長	632,000円
		(740,000円)

6 職員数の状況

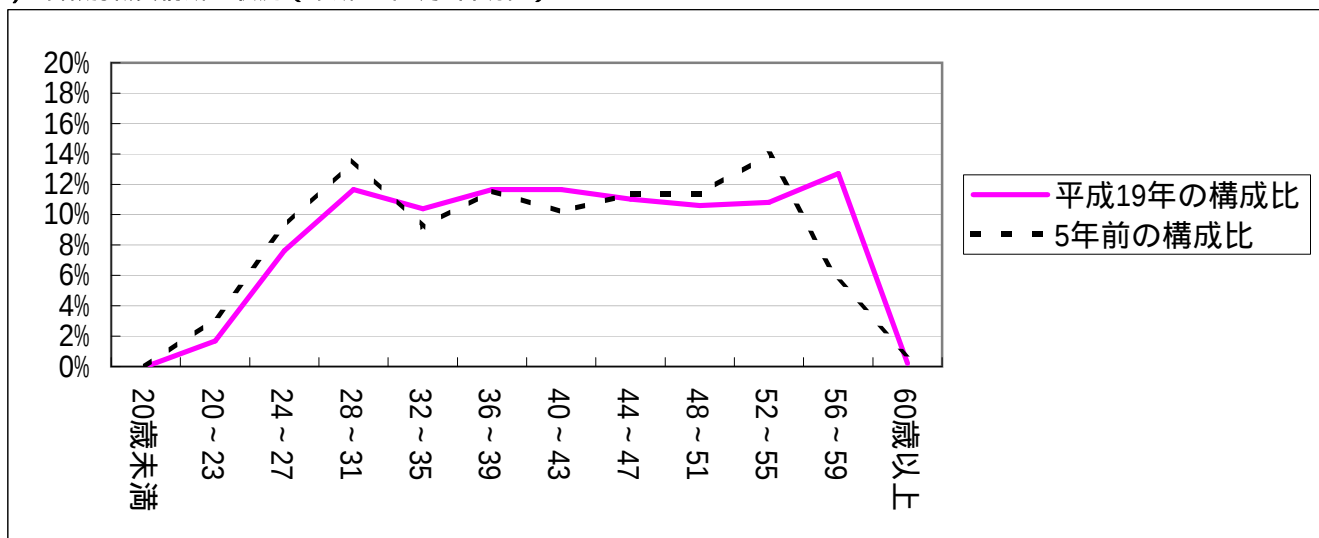
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部門			区分	職員数		対前年 増減数	主な増減理由
			平成18年	平成19年			
普通会計部門	一般行政部門	議会	5人	5人	0人		
		総務	86人	84人	2人	事務の統廃合縮小（ 1）、その他の減（ 2）、法令等の制定改正（1）	
		税務	22人	22人	0人		
		民生	83人	78人	5人	欠員不補充（ 1）、その他の減（ 2）、調整による減（ 3）、法令等の制定改正（1）	
		衛生	26人	27人	1人	その他の増（1）	
		農林水産	34人	33人	1人	事務の統廃合縮小（ 1）	
		商工	7人	7人	0人		
		土木	17人	17人	0人		
	計	280人	273人	7人	<参考> 人口1万人当たり職員数 58.19人 （類似団体の人口1万人当たり職員数 76.62人）		
	教育部門	98人	94人	4人	事務の統廃合縮小（ 1）、事務の民間等委託（ 1）、その他の減（ 2）		
	消防部門	—	—	—	—		
	小計	378人	367人	11人	<参考> 人口1万人当たり職員数 78.23人 （類似団体の人口1万人当たり職員数 100.98人）		
公営企業等	病院	71人	72人	1人	事務の民間等委託（ 1）、その他の減（ 1）、欠員補充（2）、その他の増（1）		
	水道	6人	6人	0人			
	下水道	12人	13人	1人	その他の増（1）		
	その他	11人	14人	3人	調整による増（3）		
	小計	100人	105人	5人			
合計			478人 [490人]	472人 [477人]	6人 [13人]	<参考> 人口1万人当たり職員数 100.61人	

- (注) 1 職員数は、一般職に属する職員数(教育長を含む。)です。
 2 合計欄の[]内は、条例定数の合計です。
 3 普通会計部門の「消防部門」に係る事務は、小城市その他の構成市町が組織する佐賀中部広域連合で処理しています。
 4 公営企業等会計部門の「その他」は、国民健康保険事業、老人保健医療事業及び介護保険事業に係るものです。

(2) 年齢別職員構成の状況（平成19年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0人	8人	36人	55人	49人	55人	55人	52人	50人	51人	60人	1人	472人

(3) 定員管理の数値目標及び進捗状況

平成17年4月1日～平成22年4月1日における定員管理の数値目標

平成17年4月1日 職員数	平成22年4月1日 職員数	純減数	純減率
486人	443人	43人	8.8%

（参考）小城市定員適正化計画における定員管理の数値目標（数・率）

計画期間		数値目標
始期	終期	
平成17年4月1日	平成22年3月31日	43人の純減

（注）小城市行政改革大綱（H18.2策定）に基づき5年後の一般職員の目標数を10%減としています。これを受け、小城市定員適正化計画（H18.1策定）において、職員数（市民病院に勤務する職員（一般事務及び給食調理員を除く。）を除く。）を43人削減（H17.4.1現在424人）し、381人（H22.4.1時点10.1%減）以内とするものとしています。

定員適正化計画の年次別進捗状況（実績）の概要（各年4月1日現在）

区分		17年 計画始期	18年 1年目	19年 2年目	20年 3年目	21年 4年目	22年 5年目	17年～22年 計	（参考） 数値目標
一般行政	職員数	290人	280人	273人				—	258人
	増減		10人	7人				17人 (53.1%)	32人
教育	職員数	95人	98人	94人				—	93人
	増減		3人	4人				1人 (50.0%)	2人
消防	職員数	—	—	—	—	—	—	—	—
	増減		—	—	—	—	—	—	—
公営企業等 会計	職員数	101人	100人	105人				—	92人
	増減		1人	5人				4人 (44.4%)	9人
計	職員数	486人	478人	472人				—	443人
	増減		8人	6人				14人 (32.6%)	43人

（次頁につづく）

(前頁のつづき)

- (注) 1 計画期間は、17年から22年の5年間です。
2 (%)内の数値は、数値目標に対する進捗率を示します。
3 増減は、各年の欄にあっては対前年比の職員増減数を、計の欄にあっては計画1年目以降現年までの職員増減数の累計を示すものです。

7 公営企業職員等の状況

(1) 水道事業

職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職員給与費比率 B / A	(参考) 17年度の総費用に占める職員給与費比率
18年度	276,520千円	20,123千円	44,364千円	16.0%	16.7%

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B / A	(参考) 団体平均一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
18年度	6人	24,682千円	2,933千円	10,070千円	37,685千円	6,281千円	6,895千円

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含みません。
2 職員数は、平成19年3月31日現在の人数です。

イ 特記事項 特になし

職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(平成19年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
小城市	45.9歳	362,350円	550,820円
団体平均	45.3歳	375,666円	572,943円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

小城市	小城市(一般行政職)	団体平均
1人当たり平均支給額(18年度) 1,678千円	1人当たり平均支給額(18年度) 1,570千円	1人当たり平均支給額(18年度) 1,785千円
(18年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 3.00月分 1.45月分 (1.60月分) (0.75月分)	(18年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 3.00月分 1.45月分 (1.60月分) (0.75月分)	—
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~10%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%	—

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当（平成19年4月1日現在）

小城市			小城市（一般行政職）			団体平均
（支給率）	自己都合	勤奨・定年	（支給率）	自己都合	勤奨・定年	
勤続20年	23.50月分	30.55月分	勤続20年	23.50月分	30.55月分	
勤続25年	33.50月分	41.34月分	勤続25年	33.50月分	41.34月分	
勤続35年	47.50月分	59.28月分	勤続35年	47.50月分	59.28月分	
最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分	—
その他の加算措置			その他の加算措置			
定年前早期退職特例措置（2～20%加算）			定年前早期退職特例措置（2～20%加算）			
（退職時特別昇給 なし）			（退職時特別昇給 なし）			
1人当たり平均支給額			1人当たり平均支給額			1人当たり平均支給額
—			24,439千円			16,217千円

- （注）1 退職手当の1人当たり平均支給額は、18年度に退職した職員に支給された平均額である。
2 小城市の水道事業に係る18年度の退職者はいません。

ウ 地域手当 制度なし

エ 特殊勤務手当（平成19年4月1日現在）

支給実績（18年度決算）			0千円
支給職員1人当たり平均支給年額（18年度決算）			0円
職員全体に占める手当支給職員の割合（18年度）			0%
手当の種類（手当数）			1
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
水道検診手当	従事した水道課職員	水道使用量メーターの検針業務のうち1日50件以上の業務に従事したとき	1件5円

オ 時間外勤務手当

支給実績（18年度決算）		918千円
支給職員1人当たり平均支給年額（18年度決算）		153千円
支給実績（17年度決算）		1,328千円
支給職員1人当たり平均支給年額（17年度決算）		221千円

（注） 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

カ その他の手当（平成19年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (18年度決算)	支給職員1人 当たり平均支給 年額 (18年度決算)
扶養手当	- 扶養親族のある職員に支給 - 配偶者 13,000円 - 配偶者以外 1人につき 6,000円 - うち1人 非扶養配偶者がある場合 6,500円 - うち1人 配偶者がいない場合 11,000円 - 子（16歳年度～22歳年度） 加算 5,000円	同じ	—	1,122千円	280,500円

（次頁につづく）

(前頁のつづき)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (18年度決算)	支給職員1人 当たり平均支給年額 (18年度決算)
住居手当	- 借家・借間又は自宅に居住する職員に支給 借家・借間居住職員 最高27,000円 (12,000円を超える家賃を支払っている職員) - 自宅居住職員 2,500円 (新築・購入から5年間に限る)	同じ	—	300千円	300,000円
通勤手当	- 通勤距離が片道2km以上である職員に支給 交通機関等の利用者 運賃等相当額(限度額55,000円) - 自動車等の利用者 通勤距離相応額(2,000～24,500円)	同じ	—	122千円	40,800円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給 課長級職員 給料月額×10/100	同じ	—	(略)	(略)
管理職員特別勤務手当	- 管理又は監督の地位にある職員が、臨時又は緊急の必要等により、週休日又は休日等に勤務した場合に支給(6時間を超える勤務は5割増) - 課長級職員 6,000円	同じ	—	6千円	6,000円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として深夜に勤務した職員に支給 勤務1時間当たりの給与額×25/100×勤務時間数	同じ	—	0千円	0円
宿日直手当	宿日直勤務を行った職員に支給 浄水場の管理・保全等 5,400円又は6,400円	異なる	額の相異	76千円	12,633円

(注) 個人情報保護の観点から一部省略しています。

定員管理の数値目標及び進捗状況

様式6(3)に含むため省略